

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 9,812,157	千円 △ 367,290	千円 415,698	% 4.2	% 4.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	51	千円 213,531	千円 56,428	千円 62,853	千円 332,812	千円 6,526	千円 7,100

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮城県	46.0 歳	361,887 円	535,929 円
都道府県平均	44.3 歳	368,401 円	590,688 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（水道事業）		宮城県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(6年度)		1人当たり平均支給額(6年度)	
1,164 千円		1,802 千円	
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

宮城県企業局（水道事業）			宮城県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～加算)	
1人当たり平均支給額	3,024 千円	3,024 千円	1人当たり平均支給額	3,793 千円	21,801 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)			6,818 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)			126,258 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
仙台市	5.0 %	20 人	5.0 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	32 人	1.5 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		22 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		3,667 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		11.1 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場等作業手当	水道事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	0千円	日額350円
用地買収等業務手当	用地買収業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	22千円	日額750円～950円
有害物等取扱手当	水道事務所に勤務する職員	毒劇物の発生を伴う業務等	0円	日額300円
災害応急作業等手当	水道事務所に勤務する職員	異常な自然現象、重大な災害による応急作業	0円	日額350円～1,820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	20,622 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	448 千円
支給実績(5年度決算)	22,169 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	472 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		6,037 千円	754,600 円
扶養手当	1 配偶者 3,000円 *企業職給料表(1)8級以上の職員は不支給 2 子 1人につき11,500円 *満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算 3 父母等 1人につき6,500円 *企業職給料表(1)8級の職員は3,500円  *企業職給料表9級以上の職員には、子に係る手当を除き不支給	同じ		4,632 千円	185,292 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 3 県の職員宿舎等に同居している者には支給しない	同じ		3,792 千円	291,654 円

<p>通勤手当</p>	<p>1 交通機関等の利用者  ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えない場合  定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの)  ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超える場合  150,000円に通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額  2 自動車等の使用者  ア 普通自動車等以外の自動車等使用者  使用距離(片道)により2,000円～31,600円  イ 普通自動車等使用者  使用距離(片道)により2,100円～56,700円</p>	<p>同じ</p>		<p>13,682 千円</p>	<p>263,106 円</p>
<p>管理職員特別勤務手当</p>	<p>特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給  支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円  特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合  支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円</p>	<p>同じ</p>		<p>10 千円</p>	<p>5,000 円</p>
<p>寒冷地手当</p>	<p>毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給対象地域に在勤する職員に対し、地域の区分及び世帯等の区分に応じ支給  支給額 月額8,200円～19,800円</p>	<p>同じ</p>		<p>1,186 千円</p>	<p>84,714 円</p>